



# 秋田県公報

### 目次

#### 告示

- 生活保護法による医療機関の指定(三七五・福祉政策課)
- 生活保護法による指定医療機関の事業の廃止(三七六・福祉政策課)
- 生活保護法による指定医療機関の事業の休止(三七七・福祉政策課)
- 生活保護法による指定医療機関の事業の再開(三七八・福祉政策課)
- 農業振興地域の指定の一部改正(三七九・農林政策課)
- 河川区域の変更による廃川敷地等(三八〇・河川課)
- 保安林の指定解除予定通知(三八一、三八二・森林整備課)
- 大規模小売店舗の名称、設置者等の変更に関する届出(三八三、三八四・商工業振興課)
- 大規模小売店舗の施設等の変更に関する届出(三八五、三八六・商工業振興課)
- 道路の供用開始(三八七・道路環境課)
- 道路区域の変更(三八八、三八九・道路環境課)
- 建築基準法による道路位置の指定(三九〇・由利建設事務所)

開発行為に関する工事の完了(三九一・平鹿建設事務所)  
 証紙売りさばき人の指定事項の変更の届出(三九二・会計課)  
 証紙売りさばき場所の変更の承認(三九三・会計課)  
 公 告

特定非営利活動法人の設立の認証の申請(県民文化政策課)二件  
 土地改良区の役員の変更及び就任の届出(北秋田総合農林事務所)  
 土地改良区の定款変更の認可(山本総合農林事務所)  
 市町村営土地改良事業の施行の協議を適当とする旨の決定(仙北総合農林事務所)  
 土地改良区の役員の変更及び就任の届出(雄勝総合農林事務所)  
 土地改良事業工完了の届出(雄勝総合農林事務所)  
 選挙管理委員会告示  
 選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数(四一)  
 各選挙区における選挙権を有する者の総数の三分の一の数(四二)  
 企業局告示  
 男鹿水族館の使用料徴収事務の一部委託の廃止(一)  
 男鹿水族館の使用料徴収事務の一部委託の一部改正(二、三)

### 告 示

秋田県告示第三百七十五号  
 生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定に基づき、告示する。  
 平成十四年五月三十一日

秋田県知事 寺 田 典 城

| 名 称          | 開設者氏名又は名称          | 所 在 地           | 診 療 科 名 | 指 定 年 月 日  |
|--------------|--------------------|-----------------|---------|------------|
| 胃腸科内科高橋クリニック | 高橋 廣 己             | 横手市赤坂字大道添七十九番地三 | 内科、胃腸科  | 平成十四年四月十五日 |
| 佐野歯科医院       | 佐野 治 義             | 湯沢市倉内字布川五番地四    | 歯科      | 平成十四年四月八日  |
| ふれあい歯科クリニック  | 医療法人能代歯科医療<br>会理事長 | 能代市落合字上恵土百六十四番地 | 歯科      | 平成十四年五月一日  |

秋田県告示第三百七十七号  
生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、次のとおり指定医療機関から事業の休止の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の

規定に基づき、告示する。  
平成十四年五月三十一日

秋田県知事 寺 田 典 城

| 名 称        | 開設者氏名又は名称     | 所 在 地             | 休 止 年 月 日   |
|------------|---------------|-------------------|-------------|
| 有限会社 米代薬局  | 有限会社米代薬局代表取締役 | 北秋田郡鷹巣町住吉町九番十四号   | 平成十三年七月三十一日 |
| 古川医院       | 古川 聡          | 男鹿市船川港船川字船川四十一番地三 | 平成十四年四月一日   |
| 赤坂皮膚泌尿器科医院 | 赤坂 哲治郎        | 本荘市谷山小路七番一号       | 平成十四年二月一日   |

秋田県告示第三百七十六号  
生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、次のとおり指定医療機関から事業の廃止の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の

規定に基づき、告示する。  
平成十四年五月三十一日

秋田県知事 寺 田 典 城

| 名 称       | 開設者氏名又は名称       | 所 在 地                | 廃 止 年 月 日    |
|-----------|-----------------|----------------------|--------------|
| 有限会社 米代薬局 | 役 有限会社米代薬局代表取締役 | 北秋田郡鷹巣町住吉町四番二十一号     | 平成十三年十二月三十一日 |
| 高橋歯科医院    | 高橋 健            | 仙北郡神岡町神宮寺字本郷野百二十五番地九 | 平成十四年二月二十六日  |

| 名 称       | 開設者氏名又は名称     | 所 在 地                | 廃 止 年 月 日 |
|-----------|---------------|----------------------|-----------|
| 高橋歯科医院    | 高橋 玉 依        | 仙北郡神岡町神宮寺字本郷野百二十五番地九 | 平成十四年四月一日 |
| 有限会社 米代薬局 | 有限会社米代薬局代表取締役 | 北秋田郡鷹巣町住吉町四番二十一号     | 平成十三年八月一日 |
| 大町薬局      | 有限会社菅忠薬局代表取締役 | 横手市大町五番二十一号          | 平成十四年三月一日 |

秋田県告示第三百七十八号  
 生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、次のとおり指定医療機関から事業の再開の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の

規定に基づき、告示する。  
 平成十四年五月三十一日

秋田県知事 寺田典城

|           |               |                 |           |
|-----------|---------------|-----------------|-----------|
| 名 称       | 開設者氏名又は名称     | 所 在 地           | 再 開 年 月 日 |
| 有限会社 米代薬局 | 有限会社米代薬局代表取締役 | 北秋田郡鷹巣町住吉町九番十四号 | 平成十四年一月一日 |

秋田県告示第三百七十九号  
 農業振興地域の指定（昭和四十八年秋田県告示第百六十五号）の一部を次のように改正する。  
 平成十四年五月三十一日

秋田県知事 寺田典城

表鷹巣農業振興地域の項（二）中「又は水色」を「、水色又は青色」に改める。  
 （表示手段用平面図は、登載を省略し、農林水産部農林政策課及び北秋田総合農林事務所並びに鷹巣町役場に備え置いて縦覧に供する。）

秋田県告示第三百八十号

河川区域の変更により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和四十年政令第十四号）第四十九条の規定に基づき、次のとおり公示する。  
 平成十四年五月三十一日

秋田県知事 寺田典城

- 一 河川の名 二級河川 比詰川
- 二 廃川敷地等が生じた年月日 平成十四年三月二十九日
- 三 廃川敷地等の位置、種類及び面積

| 位 置  | 種 類 | 面 積             |
|--|-----|-----------------|
| 男鹿市船川港比詰字大沢田二百七番地先から百四十番一地先まで及び二百九十四番地先から字神田前百一番地先まで | 土 地 | 一一、五八五・五四平方メートル |

関係図面は、建設交通部河川課及び秋田建設事務所に備え置いて縦覧に供する。  
 四 その他  
 河川法施行法（昭和三十九年法律第百六十八号）第十八条の規定によりなお効力を有するものとされる旧河川法（明治二十九年法律第七十一号）第四十四条ただし書の規定により、この廃川敷地等の下付を受けようとする者は、この公示の日から三月以内に知事に下付の申請をしなければならない。

秋田県告示第三百八十一号

農林水産大臣から次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知があったので、森林法（昭和二十六年法律第百四十九号）第三十条の規定に基づき、告示する。  
 平成十四年五月三十一日

秋田県知事 寺田典城

- 一 解除予定保安林の所在場所  
鹿角郡小坂町小坂字砂子沢（国有林。次の図に示す部分に限る。）
  - 二 保安林として指定された理由 水源のかん養
  - 三 解除の理由 ダム事業用地とするため
- （「次の図」は、省略し、その図面を農林水産部森林整備課及び鹿角総合農林事務所並びに鹿角郡小坂町役場に備え置いて縦覧に供する。）

秋田県告示第三百八十二号

農林水産大臣から次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知があったので、森林法（昭和二十六年法律第百四十九号）第三十条の規定に基づき、告示する。  
 平成十四年五月三十一日

秋田県知事 寺田典城

- 一 解除予定保安林の所在場所  
平鹿郡雄物川町大沢字上法寺七一の一・七一の九(以上二筆について次の図に示す部分に限る。)
- 二 保安林として指定された理由 水源のかん養
- 三 解除の理由 林道用地とするため
- (「次の図」は、省略し、その図面を農林水産部森林整備課及び平鹿総合農林事務所並びに平鹿郡雄物川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

## 秋田県告示第三百八十三号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、大規模小売店舗の変更に關する届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する場合は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに県に対し意見書を提出し、これを述べることができる。

平成十四年五月三十一日

秋田県知事 寺 田 典 城

- 一 届出事項の概要
- (一) 大規模小売店舗を設置する者の氏名及び住所  
株式会社マルダイ 代表取締役 大 高 俊 平  
秋田市牛島東五丁目三番二十六号
- (二) 大規模小売店舗の名称及び所在地  
八橋ショッピングセンター  
秋田市八橋字大道東一番地九十三
- (三) 変更した事項  
大規模小売店舗を設置する者及び大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名  
ア 変更前 株式会社マルダイ 代表取締役 大 高 充  
イ 変更後 株式会社マルダイ 代表取締役 大 高 俊 平
- (四) 変更の年月日  
平成十四年三月十七日
- (五) 変更する理由  
前代表者の辞任による
- 二 届出年月日  
平成十四年五月二十日

## 三 関係書類の縦覧場所及び期間

- (一) 縦覧場所  
県庁第二庁舎一階 県政情報資料室  
秋田市 商業観光課
- (二) 縦覧期間  
平成十四年五月三十一日から同年九月三十日まで
- 四 意見書の提出先  
秋田市山王四丁目一番一号 秋田県産業経済労働部商工業振興課
- 五 意見書に添付する書面に記載すべき事項  
(一) 意見を述べる者の氏名及び住所  
(二) 意見の対象となる大規模小売店舗の名称  
(三) 意見を述べる理由

## 秋田県告示第三百八十四号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、大規模小売店舗の変更に關する届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する場合は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに県に対し意見書を提出し、これを述べることができる。

平成十四年五月三十一日

秋田県知事 寺 田 典 城

- 一 届出事項の概要
- (一) 大規模小売店舗を設置する者の氏名及び住所  
株式会社同友 代表取締役 原 田 昭 彦  
大館市花岡町字前田百二十三番地の一
- (二) 大規模小売店舗の名称及び所在地  
マックスバリュ小坂店  
鹿角郡小坂町字栗平二十五番地の一
- (三) 変更した事項  
(1) 大規模小売店舗の名称  
ア 変更前 株式会社同友小坂店  
イ 変更後 マックスバリュ小坂店
- (2) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名  
ア 変更前 代表取締役社長 平 間 重 邦

- イ 変更後 代表取締役 原 田 昭 彦  
 (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称  
 ア 変更前 株式会社同友  
 イ 変更後 マックスバリュ東北株式会社  
 変更の年月日  
 平成十四年四月三十日  
 (四) 変更の年月日  
 平成十四年四月三十日  
 (五) 変更する理由  
 株式会社同友の全株式をマックスバリュ東北株式会社が取得し、子会社化したことによる  
 二 届出年月日  
 平成十四年五月二十日  
 三 関係書類の縦覧場所及び期間  
 (一) 縦覧場所  
 県庁第二庁舎一階 県政情報資料室  
 小坂町福祉保健総合センター ゆーとりあ  
 縦覧期間  
 (二) 平成十四年五月三十一日から同年九月三十日まで  
 四 意見書の提出先  
 秋田市山王四丁目一番一号 秋田県産業経済労働部商工業振興課  
 五 意見書に添付する書面に記載すべき事項  
 (一) 意見を述べる者の氏名及び住所  
 (二) 意見の対象となる大規模小売店舗の名称  
 (三) 意見を述べる理由

## 秋田県告示第三百八十五号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第二項の規定により、大規模小売店舗の変更に関する届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する場合は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに県に対し意見書を提出し、これを述べることができる。

平成十四年五月三十一日

## 一 届出事項の概要

- (一) 大規模小売店舗を設置する者の氏名及び住所

秋田県知事 寺 田 典 城

- 株式会社マルダイ 代表取締役 大 高 俊 平  
 (二) 秋田市牛島東五丁目三番二十六号  
 大規模小売店舗の名称及び所在地  
 八橋ショッピングセンター  
 秋田市八橋字大道東一番地九十三  
 変更する事項  
 (三) 小売業を行う者の開店時刻  
 (1) 株式会社マルダイ外二者  
 ア 変更前 午前十時  
 イ 変更後 午前九時  
 (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
 ア 変更前 午前九時から翌日の午前零時十分まで  
 イ 変更後 午前八時三十分から翌日の午前零時十分まで  
 変更の年月日  
 平成十四年六月一日  
 (四) 変更する理由  
 消費者の要請に因應するため  
 二 届出年月日  
 平成十四年五月二十日  
 三 関係書類の縦覧場所及び期間  
 (一) 縦覧場所  
 県庁第二庁舎一階 県政情報資料室  
 秋田市役所 商業観光課  
 縦覧期間  
 (二) 平成十四年五月三十一日から同年九月三十日まで  
 四 意見書の提出先  
 秋田市山王四丁目一番一号 秋田県産業経済労働部商工業振興課  
 五 意見書に添付する書面に記載すべき事項  
 (一) 意見を述べる者の氏名及び住所  
 (二) 意見の対象となる大規模小売店舗の名称  
 (三) 意見を述べる理由

## 秋田県告示第三百八十六号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第二項の規定により、大規模小売店舗の変更に関する届出があつたので、同条第三項において準用する同法第

五条第三項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。  
 なお、当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する場合は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに県に対し意見書を提出し、これを述べるることができる。  
 平成十四年五月三十一日

秋田県知事 寺田典城

- 一 届出事項の概要
- (一) 大規模小売店舗を設置する者の氏名及び住所  
株式会社同友 代表取締役 原 田 昭 彦  
大館市花岡町字前田百二十三番地の一
  - (二) 大規模小売店舗の名称及び所在地  
マックスバリュ小坂店  
鹿角郡小坂町字栗平二十五番地の一
  - (三) 変更する事項  
変更する事項  
(1) 小売業を行う者の閉店時刻  
マックスバリュ東北株式会社外四者  
ア 変更前 午後八時  
イ 変更後 午後九時  
(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
ア 変更前 午前九時から午後八時まで  
イ 変更後 午前八時三十分から午後九時三十分まで
  - (四) 変更の年月日  
平成十四年五月二十四日
  - (五) 変更する理由  
消費者の利便性のため
- 二 届出年月日  
平成十四年五月二十日
- 三 関係書類の縦覧場所及び期間  
縦覧場所  
(一) 県庁第二庁舎一階 県政情報資料室  
小坂町福祉保健総合センター ゆーとりあ
- 一 道路の区域

|       |     |     |   |   |             |            |
|-------|-----|-----|---|---|-------------|------------|
| 道路の種類 | 旧新別 | 路線名 | 区 | 間 | 敷地の幅員(メートル) | 延長(キロメートル) |
|-------|-----|-----|---|---|-------------|------------|

(二) 縦覧期間  
平成十四年五月三十一日から同年九月三十日まで

四 意見書の提出先  
秋田市山王四丁目一番一号 秋田県産業経済労働部商工業振興課

五 意見書に添付する書面に記載すべき事項  
意見書を述べる者の氏名及び住所

(三)(二)(一) 意見の対象となる大規模小売店舗の名称  
意見を述べる理由

秋田県告示第三百八十七号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。  
 平成十四年五月三十一日

秋田県知事 寺田典城

一 供用開始の区間

|       |       |                                  |   |
|-------|-------|----------------------------------|---|
| 道路の種類 | 路線名   | 区                                | 間 |
| 県道    | 熊堂六郷線 | 仙北郡仙南村金沢西根字西熊堂七〇番二地<br>先から八八番一まで |   |

二 供用開始の期日 平成十四年五月三十一日

三 供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間  
(二)(一) 場所 建設交通部道路環境課  
期間 平成十四年五月三十一日から同年六月十三日まで

秋田県告示第三百八十八号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。  
 平成十四年五月三十一日

秋田県知事 寺田典城

| 県道 |  | 新                                       | 旧                                       |
|----|--|---|---|
|    |  | 寺内新屋雄和線                                 | 寺内新屋雄和線                                 |
|    |  | 河辺郡雄和町下黒瀬字上谷地六七九番一<br>地先から六七五番一<br>地先まで | 河辺郡雄和町下黒瀬字上谷地六七九番一<br>地先から六七五番一<br>地先まで |
|    |  | B                                       | A                                       |
|    |  | 〃                                       | 〃                                       |
|    |  | 一四・五〇〇～一六・五〇〇                           | 一四・五〇〇～一六・五〇〇                           |
|    |  | 〇・〇五四                                   | 〇・〇五四                                   |

この表において、「A」及び「B」とは、関係図面に表示する敷地の区分をいつ。

二 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間

(二)(一) 場所 建設交通部道路環境課  
期間 平成十四年五月三十一日から同年六月十三日まで

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。  
平成十四年五月三十一日

秋田県知事 寺田典城

秋田県告示第三百八十九号

一 道路の区域

| 県道 |  | 新                                | 旧                                |
|----|--|----------------------------------|----------------------------------|
|    |  | 土淵杉山田線                           | 土淵杉山田線                           |
|    |  | 仙北郡協和町小種字鏡台六七七番から字上鏡台一番三<br>地先まで | 仙北郡協和町小種字鏡台六七七番から字上鏡台一番<br>三地先まで |
|    |  | B                                | A                                |
|    |  | 〃                                | 〃                                |
|    |  | 一八・〇〇〇～五二・〇〇〇                    | 七・二〇〇～一七・〇〇〇                     |
|    |  | 〇・四七五                            | 〇・四一〇                            |

この表において、「A」及び「B」とは、関係図面に表示する敷地の区分をいつ。

二 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間

(二)(一) 場所 建設交通部道路環境課  
期間 平成十四年五月三十一日から同年六月十三日まで

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定したので、建築基準法施行規則(昭和二十五年建設省令第40号)第十条の規定に基づき、公告する。  
平成十四年五月三十一日

秋田県知事 寺田典城

秋田県告示第三百九十号

|            |            |       |       |       |
|------------|------------|-------|-------|-------|
| 申請者の住所及び氏名 | 道路の位置の指定箇所 | 道路の延長 | 道路の幅員 | 指定年月日 |
|------------|------------|-------|-------|-------|

|   |                                       |            |       |            |
|---|---------------------------------------|------------|-------|------------|
| 由利郡象潟町関字建石四十五番地三十四<br>株式会社 司工務店<br>代表取締役 齋藤 司 | 由利郡象潟町字四丁目塩越二百九十四番<br>地の内、二百九十五番地の内の内 | 五十八・七五メートル | 六メートル | 平成十四年五月二十日 |
|---|---------------------------------------|------------|-------|------------|

秋田県告示第三百九十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により平成十三年十一月二十九日付け指令平建 二百三十三 四で許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第三十六条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。  
平成十四年五月三十一日

秋田県知事 寺田 典城

一 開発許可を受けた者の住所及び氏名

横手市睦成字関根十四番地

佐藤 吉美

二 開発区域に含まれる地域の名称

横手市睦成字下久保目四十六番、六十二番

秋田県告示第三百九十二号

秋田県財務規則（昭和三十九年秋田県規則第四号）第五十七条第一項の規定により、次のとおり証紙の売りさばき人の指定事項の変更の届出があったので、同規則第五十九条の規定に基づき、告示する。  
平成十四年五月三十一日

秋田県知事 寺田 典城

|                       |                       |                       |
|-----------------------|-----------------------|-----------------------|
| 売りさばき人の住所及び氏名         | 変更前                   | 変更後                   |
| 仙北郡南外村字上野四の三<br>武藤 幸一 | 仙北郡南外村字上野二番地<br>武藤 幸一 | 仙北郡南外村字上野二番地<br>武藤 幸一 |

秋田県告示第三百九十三号

秋田県財務規則（昭和三十九年秋田県規則第四号）第五十七条第四項の規定により、

次のとおり証紙の売りさばき場所の変更の承認をしたので、同規則第五十九条の規定に基づき、告示する。  
平成十四年五月三十一日

秋田県知事 寺田 典城

|                       |                       |                       |
|-----------------------|-----------------------|-----------------------|
| 売りさばき人の住所及び氏名         | 変更後                   | 変更前                   |
| 仙北郡南外村字上野二番地<br>武藤 幸一 | 仙北郡南外村字上野二番地<br>武藤 幸一 | 仙北郡南外村字上野四の三<br>武藤 幸一 |

公 告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり設立の認証の申請があったので、同条第二項の規定に基づき、公告する。  
平成十四年五月三十一日

秋田県知事 寺田 典城

- 一 申請のあった年月日  
平成十四年五月十七日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
コミュニティビジョン
- 三 代表者の氏名  
齋藤 隆
- 四 主たる事務所の所在地  
秋田市榎山南中町三番十三 五〇七



五 定款に記載された目的  
この法人は、文化的で地球環境と調和する地域社会実現を目指し、地域住民に対する啓蒙活動と市民ネットワーク化を図ることを通じ、環境、社会教育、文化振興および社会福祉等に関連する分野の事業を展開することにより、公益の増進に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり設立の認証の申請があったので、同条第二項の規定に基づき、公告する。

平成十四年五月三十一日

秋田県知事 寺田典城

- 一 申請のあった年月日  
平成十四年五月十七日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
秋田県スノーフィン指導協会
- 三 代表者の氏名  
子吉 和典
- 四 主たる事務所の所在地  
秋田市広面字野添六十六番
- 五 定款に記載された目的  
この法人は、県民の老若男女にたいし、健康な体作りと自然環境保全保護に関する事業を行い豊かで充実した環境作りに寄与することを目的とする。

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、大館市真中土地改良区から次のとおり役員（の退任及び就任の届出があったので、同条第十七項の規定に基づき、公告する。

平成十四年五月三十一日

秋田県知事 寺田典城

- 一 退任理事の住所及び氏名  
大館市榎崎字上宅地三十六番地  
" 板沢字屋布十番地  
" 赤石字屋布十五番地  
" 榎崎字大堀宅地四番地  
" 字沢頭七番地  
" 字上野道上百十番地の一
- 秋田県知事 寺田典城  
蛇川久美  
五十嵐定義  
石戸谷勉  
蛇川久男  
蛇川真一  
蛇川博

大館市榎崎字高戸屋宅地四十番地  
" 赤石字大道添二番地  
" 板沢字乙上野十三番地の二  
" 字屋布七十五番地  
二 就任理事の住所及び氏名  
大館市榎崎字上宅地三十六番地  
" 赤石字大道添二番地  
" 板沢字乙上野十三番地の二  
" 榎崎字大堀宅地四番地  
" 字沢頭七番地  
" 字上野道上百十番地の一  
" 字高戸屋宅地四十番地  
" 赤石字屋布南二番地の二  
" 板沢字屋布七十五番地  
" 字甲上野四十三番地の二

大館市出川字上野三十一番地の六  
" 榎崎字大堀宅地四十一番地  
" 板沢字屋布七十七番地  
四 就任監事の住所及び氏名  
大館市出川字上野三十一番地の六  
" 板沢字屋布七十七番地  
" 榎崎字大堀宅地三十番地

大館市出川字上野三十一番地の六  
" 榎崎字大堀宅地四十一番地  
" 板沢字屋布七十七番地  
" 榎崎字大堀宅地三十番地

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、山本郡山本町下岩川土地改良区から申請があった定款変更について、平成十四年五月二十二日認可したので、同条第三項の規定に基づき、公告する。

平成十四年五月三十一日

秋田県知事 寺田典城

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第一項の規定により、神岡町からなされた土地改良事業の施行に係る協議を適当と決定したので、同法第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定に基づき、公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成十四年五月三十一日

秋田県知事 寺 田 典 城

- 一 縦覧に供すべき書類の名称 町営土地改良事業(山岸地区県単小規模土地改良事業(農道整備))の計画書及び条例の写し
- 二 縦覧期間 平成十四年六月三日から同年六月二十八日まで
- 三 縦覧場所 神岡町役場

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、雄勝郡山田五ヶ村堰土地改良区から次のとおり役員の退任及び就任の届出があったので、同条第十七項の規定に基づき、公告する。

平成十四年五月三十一日

秋田県知事 寺 田 典 城

- 一 退任監事の住所及び氏名
  - 湯沢市山田字下二井田九十三番地 柴 田 石 太 郎
  - 〃 〃 字上ノ宿四十三番地 藤 原 桂 吉
  - 雄勝郡羽後町大戸字大戸六十九番地 菅 野 辰 男
  - 就任監事の住所及び氏名
    - 湯沢市山田字樋ノ口四十五番地 加 藤 和 彦
    - 〃 〃 松岡字新城百九十七番地 鈴 木 寿
    - 雄勝郡羽後町大戸字大戸六十九番地 菅 野 辰 男

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第一百十三条の二第一項の規定により、湯沢市八幡字京塚九番地鶴沼和博ほか十七人から土地改良事業(京塚地区かんがい排水事業)に係る工事が平成十四年三月二十五日完了した旨の届出があったので、同条第二項の規定に基づき、公告する。

平成十四年五月三十一日

秋田県知事 寺 田 典 城

選挙管理委員会告示

秋選管告示第四十一号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七十四条、第七十五条、第七十六条、第八十一条及び第八十六条並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第六十二号)第八条の規定による選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数は、次のとおりである。

平成十四年五月三十一日

秋田県選挙管理委員会委員長 加 藤 堯

五十分の一の数 一九、三八三  
三分の一の数 三三三、〇三三

秋選管告示第四十二号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第八十条の規定による選挙区における選挙権を有する者の総数の三分の一の数は、次のとおりである。

平成十四年五月三十一日

秋田県選挙管理委員会委員長 加 藤 堯

選挙区別

|        |        |
|--------|--------|
| 秋田市    | 八三、九一七 |
| 能代市    | 一四、七九六 |
| 横手市    | 一〇、九三五 |
| 大館市    | 一八、二五一 |
| 本荘市    | 一一、〇七八 |
| 男鹿市    | 八、五一七  |
| 湯沢市    | 九、四三八  |
| 大曲市    | 一〇、六六一 |
| 鹿角市鹿角郡 | 一一、八二〇 |
| 北秋田郡   | 一八、二八五 |
| 山本郡    | 一三、五八一 |
| 南秋田郡   | 一九、九三二 |
| 河辺郡    | 五、二八一  |
| 由利郡    | 二一、〇三八 |
| 仙北郡    | 三三、〇六二 |
| 平鹿郡    | 一八、七〇〇 |
| 雄勝郡    | 一一、七四六 |

企業局告示

秋田県企業局告示第一号

男鹿水族館の使用料徴収事務の一部委託(昭和六十年秋田県企業局告示第一号)は、廃止する。

平成十四年五月三十一日

秋田県公営企業管理者職務代理者

秋田県企業局長 安田 幸男

秋田県企業局告示第二号

男鹿水族館の使用料徴収事務の一部委託（平成三年秋田県企業局告示第一号）の一部を次のように改正する。

平成十四年五月三十一日

秋田県公営企業管理者職務代理者

秋田県企業局長 安田 幸男

第一号中「男鹿市北浦湯本字福ノ沢三十六番地」、「合資会社湯本ホテル代表社員」及び「大 湊 実」を削り、「小田内 富 雄」を「安 田 幸 男」に改める。

秋田県企業局告示第三号

男鹿桜島荘の使用料徴収事務の一部委託（昭和五十四年秋田県企業局告示第一号）の一部を次のように改正する。

平成十四年五月三十一日

秋田県公営企業管理者職務代理者

秋田県企業局長 安田 幸男

第一号中「秋田市山王四丁目一番一号」を「秋田市山王三丁目一番一号」に、「平野井 芳 郎」を「安 田 幸 男」に改める。

発行者

秋田県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金

一月三千五百円

印刷所

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号  
 株式会社松原印刷社  
 電話(0862)8766 F A X(0863)0005  
 E-mail:matsubara@matsubarainatsu.co.jp  
 秋田市山王七丁目五番二十九号  
 松原繁雄